

利用者のために

1 調査の目的

本調査は、農業生産関連事業及び農業者等による農産物の販売戦略による所得の増大をもたらす取組を総合的に調査し、これらの取組に伴う所得向上、雇用確保の状況等を明らかにし、6次産業化の施策推進に必要な資料を整備することを目的としている。

2 調査の根拠

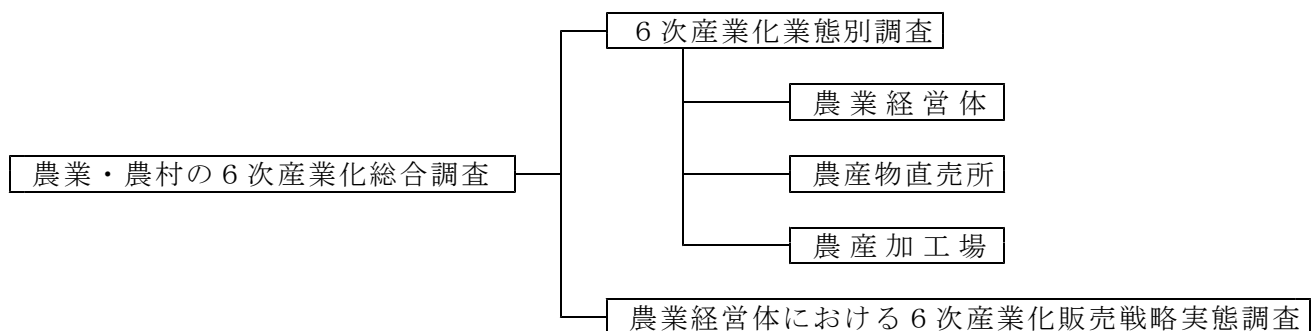
本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく一般統計調査である。

3 調査機関

調査は、民間事業者及び地方組織を通じて実施した。

4 調査の体系

調査体系は、以下のとおり。



5 調査の対象

(1) 6次産業化業態別調査

ア 農業経営体

調査対象の母集団は、2010年世界農林業センサス（農林業経営体調査）において把握した農業経営体のうち、「農産物の加工」、「観光農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」及び「海外への輸出」を営む農業経営体並びに2010年世界農林業センサス（農山村地域調査）において把握した農産物直売所のうち、農業経営体に該当するものとした。

イ 農産物直売所

調査対象の母集団は、2010年世界農林業センサス（農山村地域調査）において把握した農産物直売所のうち、農業経営体に該当しないものとした。

ウ 農産加工場

調査対象の母集団は、農業協同組合等からの情報収集により把握した農産加工場を運営する農業協同組合等とした。

(2) 農業経営体における6次産業化販売戦略実態調査

調査対象の母集団は、2010年世界農林業センサス（農林業経営体調査）において把握した農業経営体のうち、農産物の直接販売を行っている農業経営体とした。

6 調査対象者数及び選定方法

本調査は、全数調査として実施した。

なお、調査対象者数、有効回収数及び有効回収率は以下のとおり。

(1) 6次産業化業態別調査

調査対象	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
農業経営体	48,066経営体	26,174経営体	54.5%
農産物直売所	9,200事業所	6,351事業所	69.0%
農産加工場	1,269事業所	897事業所	70.7%

(2) 農業経営体における6次産業化販売戦略実態調査

調査対象	調査対象者数	有効回収数	有効回収率
農産物の直接販売を行っている農業経営体	8,894経営体	3,746経営体	42.1%

7 調査対象期間及び調査実施時期

(1) 調査対象期間

調査対象期間は平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）の1年間とした。
ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な平成22年度の期間を含む1年間とした。

(2) 調査実施時期

ア 6次産業化業態別調査

調査は平成23年12月から平成24年3月までの間に実施した。

イ 農業経営体における6次産業化販売戦略実態調査

調査は平成23年12月から平成24年1月までの間に実施した。

8 調査事項

主な調査事項は、次に掲げるとおりとした。

(1) 6次産業化業態別調査

ア 農業経営体

- (ア) 農業経営体の概要に関する事項
- (イ) 農産物の販売に関する事項
- (ウ) 農業経営における従事状況に関する事項
- (エ) 「農産物の加工」に関する事項
- (オ) 「観光農園」に関する事項
- (カ) 「農家民宿」に関する事項
- (キ) 「農家レストラン」に関する事項
- (ク) 「農産物直売所」に関する事項
- (ケ) 「海外への輸出」に関する事項
- (コ) 収益向上等へ向けた取組に関する事項
- (サ) 他産業との連携に関する事項
- (シ) 再生可能エネルギーに関する事項

イ 農産物直売所

- (ア) 農産物直売所の概要に関する事項
- (イ) 農産物直売所の経営方針に関する事項
- (ウ) 農産物直売所の販売状況に関する事項
- (エ) 農産物直売所における従事状況に関する事項
- (オ) 5年前と比較した経営状況に関する事項
- (カ) 収益向上等へ向けた取組に関する事項
- (キ) 他産業との連携に関する事項
- (ク) 再生可能エネルギーに関する事項

ウ 農産加工場

- (ア) 農産加工場の概要に関する事項
- (イ) 農産加工場の経営方針に関する事項
- (ウ) 農産加工場の仕入・販売状況に関する事項
- (エ) 農産加工場における従事状況に関する事項
- (オ) 5年前と比較した経営状況に関する事項
- (カ) 収益向上等へ向けた取組に関する事項
- (キ) 他産業との連携に関する事項
- (ク) 再生可能エネルギーに関する事項

(2) 農業経営体における6次産業化販売戦略実態調査

ア 農業経営体の概要に関する事項

イ 農産物の直接販売に関する事項

- ウ 農業経営における従事状況に関する事項
- エ 5年前と比較した経営状況に関する事項
- オ 収益向上等へ向けた取組に関する事項

9 調査方法

(1) 6次産業化業態別調査

本調査は、調査対象者に調査票を郵送で配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送又は訪問で回収する自計調査とした。

(2) 農業経営体における6次産業化販売戦略実態調査

本調査は、調査対象者に調査票を郵送で配布し、調査対象者が記入した調査票を郵送で回収する自計調査とした。

10 集計方法

(1) 6次産業化業態別調査

農業経営体の各農業生産関連事業、農産物直売所及び農産加工場ごとに、販売金額規模別及び経営形態別の推定値を以下の計算式により都道府県ごとに算出し、積み上げた値を全国農業地域別及び全国の値とした。

＜推定値の計算式＞

$$T = \sum_{i=1}^L \frac{Ni}{ni} \sum_{j=1}^{ni} x_{ij}$$

- T : x の総計の推定値
- i : 販売金額区分を表す添字
- L : 販売金額区分の数
- Ni : i 区分の母集団の大きさ
- ni : 調査結果が得られた標本数
- x_{ij} : 調査結果が得られた標本のうち、 j 番目の標本の x の調査値

(2) 農業経営体における6次産業化販売戦略実態調査

販売金額規模別及び「主とする販売先」別の推定値を以下の計算式により都道府県ごとに算出し、積み上げた値を全国農業地域別及び全国の値とした。

＜推定値の計算式＞

$$Ti = \sum_{j=1}^L \frac{Nj}{nj} \sum_{k=1}^{nji} x_{jik}$$

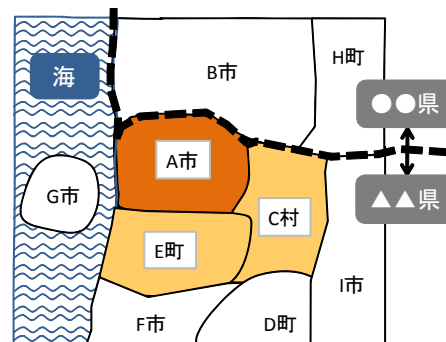
- i, j : 「主とする販売先」による階層を表す添字
- Ti : i 階層の x の総計の推定値
- L : 「主とする販売先」による階層の数
- Nj : 調査設計時に設定した j 階層の大きさ
- nj : j 階層から抽出した標本のうち、調査結果が得られた標本数
- nji : j 階層から抽出した標本のうち、調査の時点において、階層の定義上 i 階層に属していた標本数
- x_{jik} : j 階層から抽出した標本のうち、調査の時点において、階層の定義上 i 階層に属していた標本のうち、 k 番目の標本の x の調査値

注：両調査とも各区分(階層)の標本数が3未満の場合には、該当区分の標本を除いた母集団の推定は同区分の全国平均を用いて行っている。

(3) 輸出及び再生エネルギーに関する事項については、回収した調査票の合計値である。

11 用語の解説

- (1) 事業体
農業生産関連事業を営む運営主体をいう。
なお、同一の運営主体で複数の農業生産関連事業を営んでいる場合は、それぞれ1事業体としてカウントした。
- (2) 雇用者
農業生産関連事業の経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」をいう。
農産物の直接販売に係る雇用者は、農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」をいう。
- (3) 年間販売金額
農業生産関連事業に係る年間販売金額は、1年間（平成22年4月1日から平成23年3月31日）の農業生産関連事業による販売金額をいう。
農産物の直接販売に係る年間販売金額は、1年間（平成22年4月1日から平成23年3月31日）の農産物の販売金額をいう。
ただし、上記期間での記入が困難な場合は、記入が可能な平成22年度の期間を含む1年間とした。
- (4) 地場産
農産物直売所・農産加工場等で取り扱う農産物の産地について、事業所等の所在する市区町村及びその同一都道府県内の隣接する市区町村（境界が海上の場合は隣接としない。）で生産されたものをいう。
なお、東京都の「特別区」に所在する事業所等については、「特別区」全体で一つの市区町村とみなし、「特別区」に隣接する市で生産された農産物は、地場産としない。
- 地場産割合
「地場産割合」は、以下のとおり算出した。
- $$\text{地場産割合} = \frac{\text{地場産}}{\text{農産物の仕入金額}} \times 100$$
- なお、農産物直売所においては、以下とおり算出した。
- $$\text{地場産割合} = \frac{\text{地場産}}{\text{農産物の販売金額}} \times 100$$
- (5) 通年営業
農業生産関連事業において1年を通じて、おおむね1週間に5日以上営業している場合をいう。
なお、通常営業以外の場合を季節的営業とした。
- (6) 農業生産関連事業
農業経営体及び農協等による農産物の加工及び農産物直売所、農業経営体による観光農園、農家民宿、農家レストラン及び海外への輸出の各事業をいう。
ただし、原材料の全てを他から購入して事業を営む場合は該当しない。



農産物の加工 (農業経営体)	農業経営体が販売を目的として、自ら生産した農産物をその利用割合の多寡にかかわらず加工していることをいう。				
農産加工場 (農協等)	農産物を原料として加工品の製造・販売等（卸を含む。）を行うため、農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「農協等」という。）が運営する加工施設をいい、農協等が50パーセント以上を出資する子会社を含む。 また、農協等の加工施設を使用し、農協等の女性部、部会、生産者グループ等が加工品の製造・販売等の事業を運営する場合は、各運営主体ごとにそれぞれを農産加工場とする。 ただし、農協等の加工施設であっても、農家等から委託を受け、農産物の加工を行い加工賃（委託料）のみを徴収している場合は除く。				
観光農園	農業経営体が観光客等の第三者に、ほ場において自ら生産した農産物の収穫等一部の農作業を体験又はほ場を鑑賞させ代金を得ている事業をいう。				
農家民宿	農業経営体が旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供して代金を得ている事業をいう。				
農家レストラン	農業経営体が食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供して代金を得ている事業をいう。				
農産物直売所 (農業経営体)	農業経営体が自ら生産した農産物（農産物加工品を含む。）を定期的に不特定の消費者に直接対面販売をするために開設した施設や場所をいい、平成22年2月1日現在で実施した2010年世界農林業センサス農山村地域調査で把握されたものとする。				
農産物直売所 (農協等)	生産者又は生産者グループが自ら生産した農産物（農産物加工品を含む。）を定期的に不特定の消費者に直接対面販売をするために開設した施設や場所をいい、平成22年2月1日現在で実施した2010年世界農林業センサス農山村地域調査で把握されたもののうち農業経営体以外とする。 なお、市区町村、農協等が開設した施設、道の駅等に併設された施設を利用するもの、果実等の季節性が高い農産物を販売するため、期間を限定して開設されたもの、定期的に開設している朝市などを含む。 ただし、無人販売所、移動販売及びインターネットによる販売は除く。				
(7) 農業経営体	農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。 ア 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業 イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の農業 <table> <tr> <td>①露地野菜作付面積</td><td>15 a</td></tr> <tr> <td>②施設野菜栽培面積</td><td>350㎡</td></tr> </table>	①露地野菜作付面積	15 a	②施設野菜栽培面積	350㎡
①露地野菜作付面積	15 a				
②施設野菜栽培面積	350㎡				

	③果樹栽培面積	10 a
	④露地花き栽培面積	10 a
	⑤施設花き栽培面積	250m ²
	⑥搾乳牛飼養頭数	1 頭
	⑦肥育牛飼養頭数	1 頭
	⑧豚飼養頭数	15頭
	⑨採卵鶏飼養羽数	150羽
	⑩ブロイラー年間出荷羽数	1,000羽
	⑪その他	調査期日前1年間における農業生産物の総販売金額50万円に相当する事業の規模
	ウ 農作業の受託の事業	
(8) 運営主体		
農家（個人）	農業経営体のうち世帯単位で事業を行い（家族経営）、法人化していないものをいう。	
農家（法人）	農業経営体のうち世帯単位で事業を行い（家族経営）、法人化しているものをいう。	
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）（以下「農協法」という。）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。	
会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社の組織形態をとっているものをいう。 なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。	
農業協同組合	農業者が相互扶助を目的として、農協法に基づき自主的に設立する組合で法人格を有しているものをいう。 なお、農業協同組合に属する下部組織を含む。	
任意組合	生産組合、農業実行組合などで、法人格を有しないものをいう。	
生産者グループ	数人の生産者によって構成されているもので、法人格を有しないものをいう。	
地方公共団体	都道府県又は市区町村が運営する組織をいう。 なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた財産区も含む。	
第3セクター	国や地方公共団体と民間企業との共同出資で設立された事業体が運営するものをいう。	
農業協同組合 （女性部、青年部）	農業協同組合の組合員により組織される女性部、青年部が運営するものをいう。	
(9) 農産物の直接販売	生産者が自ら生産した農産物を「農協及び農協以外の集出荷団体」以外の「卸売市場」、「小売業者」、「食品製造業・外食産業」、「消費者」及び「その他」に販売することをいう。	

	なお、「農協及び農協以外の集出荷団体」に販売した農業経営体であっても、農産物の一部をそれ以外の「卸売市場」、「小売業者」、「食品製造業・外食産業」、「消費者」及び「その他」のいずれかに販売する場合は、農産物の直接販売を行った農業経営体となる。
農産物の直接販売の販売先	農産物の直接販売における販売先の定義は以下のとおり。
卸売市場	卸売市場内の卸売業者又は仲卸業者をいう。
小売業	生鮮食品等を卸売業者、食品製造業及び生産者から仕入れ、一般消費者に販売する事業所をいう。
食品製造業	農産物を原材料として仕入れ、その原材料を用いて新たな食品を製造し、出荷・販売する事業所をいう。
外食産業	飲食料品をその場で飲食させる事業所及び持ち帰りや宅配サービスを行っている事業所をいう。
消費者	一般消費者に農産物を直接販売した場合をいう。
その他	上記に該当しない販売先をいう。 （例：食品以外の製造業、学校給食等）
農協・集出荷団体	農業協同組合及び集出荷団体をいう。

【加工品目分類一覧】

大分類	中 分 類	小 分 類
農 産 食 品	粉 類	米粉
		その他の粉類
	で ん 粉 ・ 砂 糖 類	でん粉・砂糖類
	カ ッ ト 野 菜	カット野菜
農 産 加 工 品	野 菜 加 工 品	野菜かん・びん詰め
		トマト加工品
		きのこ類加工品
		塩蔵野菜 (つけ物を除く。)
		野菜つけ物
		野菜冷凍食品
		乾燥野菜
		その他の野菜加工品
	果 実 加 工 品	果実かん・びん詰
		果実飲料
		ジャム、マーマレード及び 果実バター
		果実つけ物
		乾燥果実
		その他の果実加工品
	茶 ・ コ ー ヒ ー	茶・コーヒー
	香 辛 料	香辛料
	め ん ・ パ ン 類	めん類
		パン類
	穀 類 加 工 品	穀類加工品
	菓 子 類	菓子類
	豆 類 の 調 整 品	豆類の調整品
	そ の 他 の 農 産 加 工 品	こんにゃく
		その他の農産加工食品

大分類	中 分 類	小 分 類
畜 産 加 工 食 品	肉 製 品	加工肉製品
		鳥獣肉のかん・びん詰め
		その他の肉製品
	酪 農 製 品	液状のミルク・クリーム
		練乳及び濃縮乳
		粉乳
		はっ酵乳及び乳酸菌飲料
		バター
		チーズ及びカード
		アイスクリーム類
		その他の酪農製品
そ の 他 の 畜 産 加 工 食 品	その他の畜産加工食品	
そ の 他 の 食 料 品	調 味 料 及 び ス ー プ	みそ
		しょうゆ
		ソース
		食酢
		スープ
		その他の調味料及びスープ
	調 理 食 品	調理食品
そ の 他 の 食 料 品	その他の食料品	
飲 料	ア ル コ ー ル を 含 む 飲 料	ビール
		果実酒
		穀物を原料として発酵させた飲料（ビールを除く。）
		蒸留酒
そ の 他		上記以外の農産加工品（非食品）

12 統計表の見方等

(1) 統計表の地域区分

全国農業地域及び地方農政局の区分は、次のとおりである。

ア 全国農業地域

全国農業地域	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

イ 地方農政局

区 分	所属都道府県名
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

- (2) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳が一致しない場合がある。
- (3) 各統計表の構成比は原数の値により算出している。
- (4) 各統計表の事業体数及び経営体数は1の位を四捨五入している。
(例：4経営体→0経営体)
- (5) 統計表中に用いた記号は以下のとおりである。
「0」：単位に満たないもの（例：40万円 → 0百万円）
「0.0」：単位に満たないもの（例：0.04% → 0.0%）
「－」：事実のないもの
「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

13 東日本大震災の影響

本調査については、東日本大震災の影響により調査が不可能となった東北太平洋沿岸の一部地域を調査範囲から除外した。

14 ホームページ掲載案内

本調査の結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報で御覧いただけます。

【 <http://www.maff.go.jp/j/tokei/> 】

この結果の分野別分類は「6次産業化」に分類しています。

15 お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房統計部

生産流通消費統計課消費統計室 地域資源流通構造統計班

電 話：(代表) 03-3502-8111 内線3712

(直通) 03-3501-2747

F A X： 03-3502-3634